

各種手帳に関すること

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳																						
<p>身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、身体(視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能または咀嚼機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能)に一定の障がいをもつ方が、各種福祉サービスを利用するために必要な手帳。</p>	<p>療育手帳とは、発達期(概ね18歳まで)に何らかの原因で知的な障がいがあった方が、申請手続きを行い、判定を受けた結果、該当すると認められた場合に交付される手帳。 この手帳を取得することで各種福祉サービスを受けることができる。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳とは、精神疾患(知的障がいを除く)のため、今日にわたり日常生活や社会生活に制約のある方が、申請によって精神保健福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に交付される手帳。 この手帳を取得することで各種福祉サービスを受けることができる。</p>																						
<p>■新規申請</p>	<p>■新規申請</p>	<p>■新規申請</p>																						
<p>○障がい程度 1級(重度)～6級(軽度) ○申請に必要なもの ・身体障害者手帳交付申請書 ・診断書・意見書(県の指定した医師による) ・障がい部位に毎の所見(同上) ・印鑑 ・本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ※交付までに1ヶ月程度かかります。</p>	<p>○障がい程度 A：最重度から重度 B：中度から軽度 ○申請に必要なもの ・療育手帳交付申請書 ・印鑑 ・本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ○判定機関 18歳未満→児童相談所 18歳以上→知的障害者更生相談所</p>	<p>○障がい程度 1級(重度)～3級(軽度) ○申請に必要なもの ・障害者手帳交付申請書 ・医師の診断書又は障害年金証書の写し ・同意書(年金証書による申請の場合) ・印鑑 ・本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ※写真を希望しない場合はなくても申請できる ○2年毎の更新が必要</p>																						
<p>■再交付・変更など</p>	<p>■再判定・再交付・変更など</p>	<p>■再交付・変更など</p>																						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="63 1427 218 1792">再交付</td> <td data-bbox="218 1427 716 1792">手帳交付後、障がい程度が変わったり、新たに別の障がいがあった場合、また手帳を破損・紛失した場合など。 【必要書類】各種申請書、診断書・意見書(紛失・破損の場合を除く)、身体障害者手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="63 1792 218 1970">住所・氏名の変更</td> <td data-bbox="218 1792 716 1970">住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、身体障害者手帳、印鑑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="63 1970 218 2243">返還</td> <td data-bbox="218 1970 716 2243">本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、身体障害者手帳、印鑑</td> </tr> </table>	再交付	手帳交付後、障がい程度が変わったり、新たに別の障がいがあった場合、また手帳を破損・紛失した場合など。 【必要書類】各種申請書、診断書・意見書(紛失・破損の場合を除く)、身体障害者手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚	住所・氏名の変更	住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、身体障害者手帳、印鑑	返還	本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、身体障害者手帳、印鑑	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="716 1427 871 1703">再判定</td> <td data-bbox="871 1427 1377 1703">療育手帳の交付を受けたら、再判定を受けていただく。(年齢により期間の違いがある) 【必要書類】再判定依頼書、療育手帳、印鑑、顔写真が必要な場合あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="716 1703 871 1881">再交付</td> <td data-bbox="871 1703 1377 1881">手帳を破損・紛失した場合など 【必要書類】申請書、療育手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="716 1881 871 2059">住所・氏名の変更</td> <td data-bbox="871 1881 1377 2059">住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、療育手帳、印鑑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="716 2059 871 2243">返還</td> <td data-bbox="871 2059 1377 2243">本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、療育手帳、印鑑</td> </tr> </table>	再判定	療育手帳の交付を受けたら、再判定を受けていただく。(年齢により期間の違いがある) 【必要書類】再判定依頼書、療育手帳、印鑑、顔写真が必要な場合あり	再交付	手帳を破損・紛失した場合など 【必要書類】申請書、療育手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚	住所・氏名の変更	住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、療育手帳、印鑑	返還	本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、療育手帳、印鑑	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1377 1427 1533 1703">等級変更</td> <td data-bbox="1533 1427 2032 1703">手帳の交付後、障がい等級が変わった場合、変更申請をしていただく。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑、顔写真が必要な場合あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1703 1533 1881">再交付</td> <td data-bbox="1533 1703 2032 1881">手帳を破損・紛失した場合など 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1881 1533 2059">住所・氏名の変更</td> <td data-bbox="1533 1881 2032 2059">住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 2059 1533 2243">返還</td> <td data-bbox="1533 2059 2032 2243">本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑</td> </tr> </table>	等級変更	手帳の交付後、障がい等級が変わった場合、変更申請をしていただく。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑、顔写真が必要な場合あり	再交付	手帳を破損・紛失した場合など 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚	住所・氏名の変更	住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑	返還	本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑
再交付	手帳交付後、障がい程度が変わったり、新たに別の障がいがあった場合、また手帳を破損・紛失した場合など。 【必要書類】各種申請書、診断書・意見書(紛失・破損の場合を除く)、身体障害者手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚																							
住所・氏名の変更	住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、身体障害者手帳、印鑑																							
返還	本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、身体障害者手帳、印鑑																							
再判定	療育手帳の交付を受けたら、再判定を受けていただく。(年齢により期間の違いがある) 【必要書類】再判定依頼書、療育手帳、印鑑、顔写真が必要な場合あり																							
再交付	手帳を破損・紛失した場合など 【必要書類】申請書、療育手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚																							
住所・氏名の変更	住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、療育手帳、印鑑																							
返還	本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、療育手帳、印鑑																							
等級変更	手帳の交付後、障がい等級が変わった場合、変更申請をしていただく。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑、顔写真が必要な場合あり																							
再交付	手帳を破損・紛失した場合など 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳(紛失の場合を除く)、印鑑、顔写真1枚																							
住所・氏名の変更	住所・氏名を変更したときは、変更申請をしてください。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑																							
返還	本人が死亡されたり、障がい程度が軽くなり障がい者の範囲に該当しなくなった場合は、手帳を返還してください。 【必要書類】申請書、精神保健福祉手帳、印鑑																							
<p>○問い合わせ先 智頭町保健センター 福祉課 電話：0858-75-4102 FAX：0858-75-4110</p>																								

各種手帳を申請する際は、必要な書類を福祉課まで提出してください。